

国民年金だより 【将来の年金額を増やすために】

■後納・追納制度

国民年金の後納制度とは、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる制度です。

これにより、将来受け取る年金額が増えたり、年金の受給資格を得られる場合があります。

追納制度とは、免除や納付猶予、学生納付特例を受けていた期間の保険料を年金の増額のため10年以内に納めることができる制度です。

いずれも、過去3年度以前の期間の納付には加算額がつきますのでお早めにご相談ください。

▼申し込み・問い合わせ先

- ・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
- ・小諸年金事務所 ☎22-1080
- ・市民課 国保年金係

■ちょっと増やせる「付加年金」

年金額をもっと引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

月額プラス400円納付すると、「200円×付加保険料を納めた月数」の額が、老齢基礎年金に上乗せされます。（2年間年金を受給すると元金が返ってくる計算になります。）

こちらの納付は申し込んだ月の分からとなります。



小諸市国民健康保険、長野県後期高齢者医療保険ご加入の皆さんへ

『人間ドック・脳ドック助成制度』をご利用ください

生活習慣病などの早期発見、早期治療を目的とし、加入者の健康保持増進を図るため、費用の一部を助成します。

◆対象者

小諸市国民健康保険、長野県後期高齢者医療保険加入者で保険料（税）に未納のない35歳以上の方

◆助成回数

年度内各1回
（4月1日～翌年3月31日まで）

※人間ドックを受ける方は、市の特定（後期）健康診査の受診はできません。

◆申請受付期限

受診後2年以内まで

◆持ち物

- ①保険証②領収書③印鑑④補助金振込先口座の控え
- ⑤人間ドック受診結果又は人間ドック受診結果提供同意書

※⑤については、後期高齢者医療保険の方は不要です。

※脳ドックについては、受診結果の提出は不要です。

◆補助内容

ドックの受診に要する費用（基本額）の2分の1を補助します。補助額の限度は、下表のとおりです。

種類	補助額	
人間ドック	日帰り	15,000円
	一泊2日	20,000円
脳ドック		15,000円

※脳ドックは、平成27年4月1日受診分から適用となります。

※日帰り人間ドックは、平成27年3月31日受診分までは1万円となります。

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係

特定疾患（難病）患者等見舞金の案内

次のいずれかに該当する方は、特定疾患患者等見舞金を受けることができます。
また、新たに医療受給者証等を受けられた方は、見舞金の支給申請の手続きをしてください。

- ・特定医療費（指定難病）受給者証又は、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ・ウイルス肝炎医療費受給者証の交付を受けている方
- ・小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている方
- ・慢性腎不全で人工透析を受けている方
- ・ぼうこう、直腸障がいですトマ器具の使用又は、人口肛門を装着している方（閉鎖術を受けた方は対象なりません）

◆見舞金支給額（年額）

15,000円以内

▼問い合わせ先

厚生課 福祉係